

避難情報の発令判断・伝達マニュアル

(土砂災害編)



令和5年5月

芦別市

【 目 次 】

1	避難情報の発令対象とする土砂災害	1
2	避難情報の発令対象区域	1
3	具体的な区域設定の考え方	2
4	避難情報の発令を判断するための情報	3
5	避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動	4
6	避難情報の発令基準	5
7	避難情報の解除基準	6
8	協力・助言を求めることのできる機関	6
9	避難情報の伝達方法	7
10	避難情報の伝達文	8
資料1	土砂災害警戒区域・危険箇所等一覧	10
	【土石流危険溪流】	10
	【急傾斜地崩壊危険箇所】	15
資料2	土砂災害の前兆現象について	18

1 避難情報の発令対象とする土砂災害

本マニュアルで対象とする土砂災害は次のとおりである。

対 象	急傾斜地の崩壊 (がけ崩れ)	・降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象
	土石流	・山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象
対 象 外	地すべり	・斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象 ※危険性が確認された場合、国や道等が監視・観測等の調査を行う。 その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市町村として避難情報を発令
	河道閉塞に伴う土砂災害	・崖くずれ、土石流などでくずれたり流されたりした大量の土砂が、川をふさいで水の流れをせき止める現象 ※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報の発令を判断・伝達
	深層崩壊	・土層及びその下の風化した岩盤が同時に崩れ落ちる現象 ※技術的に予知・予測が困難
	山体の崩壊	・火山などに代表される脆弱な地質条件の山体の一部が地震動や噴火、深層風化などが引き金となって大規模な崩壊を起こす現象 ※技術的に予知・予測が困難

2 避難情報の発令対象区域

大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等は市町村単位で発表されることが多いが、発令対象区域を絞らず、災害リスクも想定されていない安全な地域の居住者等にまで避難情報を発令することにより様々な支障が生じると考えられるため、次に示す土砂災害警戒区域・危険箇所等（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所及びその他の場所）を発令対象とする。

対象区域は、資料第1「土砂災害警戒区域・危険箇所等一覧」のとおり

(1) 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」

【土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）】

土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

〔参考〕土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ居住者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

なお、土砂災害特別警戒区域は避難情報の発令単位ではなく、土砂災害警戒区域が発令単位であることに留意する。

(2) 土砂災害危険箇所

① 急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地及びその近接地

② 土石流危険渓流の被害想定区域

渓流の勾配が3度以上（火山砂防地域では2度以上）あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される危険区域

(3) その他の場所

基礎調査の結果判明した土砂災害警戒区域に相当する区域を準用する。

3 具体的な区域設定の考え方

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）における危険度の高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報を発令することを基本とする（土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難情報の発令の対象としてあらかじめ定めておく）。状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

避難情報の発令単位としては、市町村の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、市町村をいくつかの地区にあらかじめ分割して設定しておく。その上で、豪雨により危険度の高まっているメッシュ又は災害の発生箇所が含まれる地区内の全ての土砂災害警戒区域・危険箇所等に対して避難情報を発令することが考えられる。

この地域分割の設定については、情報の受け手である居住者・施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。

4 避難情報の発令を判断するための情報

<p>○土砂災害警戒情報・土砂災害危険度情報 北海道土砂災害警戒情報システム (https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/)</p> <p>① 土砂災害警戒情報発表状況 現在の発表状況と過去の発表履歴を表示。</p> <p>② 土砂災害危険度情報 土砂災害の危険度を1 km及び5 kmメッシュで表示。土砂災害警戒区域等(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域)、危険度判定図(スネーク曲線)、雨量情報を一画面にまとめて表示。</p>	
<p>【土砂災害危険度の表示】更新間隔10分</p> <p>黒 (災害切迫) -実況で大雨特別警報(土砂災害) 【警戒レベル5相当情報(土砂災害)】基準超過</p> <p>紫 (危険) -実況又は2時間後までの予想で土砂災害警戒情報 【警戒レベル4相当情報(土砂災害)】基準超過</p> <p>赤 (警戒) -実況又は2時間後までの予想で大雨警報(土砂災害) 【警戒レベル3相当情報(土砂災害)】基準超過</p> <p>黄 (注意) -実況又は2時間後までの予想で大雨注意報【警戒レベル2相当情報(土砂災害)】基準超過</p>	
<p>③ 降雨情報 降雨の状況を1 kmメッシュで表示。</p> <p>④ 土砂災害警戒区域等の指定状況 土砂災害警戒区域等の区域図等の指定状況を表示。</p>	
<p>○土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) 気象庁ホームページ (https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/) 2時間先までの土砂災害の危険度を1 kmメッシュで表示したもの。</p>	
<p>【土砂災害危険度の表示】更新間隔10分</p> <p>黒 (災害切迫) -実況で大雨特別警報(土砂災害) 【警戒レベル5相当情報(土砂災害)】基準超過</p> <p>紫 (危険) -実況又は2時間後までの予想で土砂災害警戒情報 【警戒レベル4相当情報(土砂災害)】基準超過</p> <p>赤 (警戒) -実況又は2時間後までの予想で大雨警報(土砂災害) 【警戒レベル3相当情報(土砂災害)】基準超過</p> <p>黄 (注意) -実況又は2時間後までの予想で大雨注意報【警戒レベル2相当情報(土砂災害)】基準超過</p>	

項目	提供元	説明	主な提供システム等
大雨注意報	気象庁	・大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。警戒レベル2	北海道防災情報システム 北海道防災ポータル https://www.bousai-hokkaido.jp/ 気象庁ホームページ
大雨警報	気象庁	・大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報(土砂災害)」「大雨警報(浸水害)」「大雨警報(土砂災害、浸水害)」という名称で発表される。	
大雨特別警報	気象庁	・大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報(土砂災害)」「大雨特別警報(浸水害)」「大雨特別警報(土砂災害、浸水害)」という名称で発表される。	
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	気象庁	・1 km四方の領域(メッシュ)毎に、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果を表示したもの	気象庁ホームページ
土砂災害危険度情報	北海道	・1 km及び5 kmメッシュ毎の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を公開	北海道土砂災害警戒情報システム
土砂災害の危険度分布	気象庁及び北海道	・気象庁が提供する「土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)危険度分布)」と北海道が提供する「土砂災害危険度情報」を総称した情報	北海道土砂災害警戒情報システム 北海道防災情報システム 北海道防災ポータル 気象庁ホームページ

5 避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区 分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>災害対策基本法第56条第2項</p> <p>市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。</p>	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は、危険な場所から避難（立退き避難）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。地域の実情（土砂災害警戒区域等）に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	<p>災害対策基本法第60条第1項</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p>	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>災害対策基本法第60条第3項</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への避難、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。</p>	<p>命の危険 直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

6 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

【避難情報の発令基準】

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域 (人家等のある土砂災害警戒区域・危険箇所等を基本とする。)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切りかえる可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） 	<p>北海道土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）において「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等</p> <p>事前通行規制等により避難経路の安全な通行が困難となる地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等</p> <p>左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間～翌日早朝に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、量の変化等）が発見された場合 <p>※夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。 (災害が切迫)</p>	<p>土砂災害危険度情報において「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等</p> <p>左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等</p> <p>当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ol style="list-style-type: none"> 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）となった場合 <p>(災害発生を確認)</p> <ol style="list-style-type: none"> 土砂災害が発生した場合 	<p>土砂災害危険度情報において「災害切迫（黒）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等</p> <p>家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）</p>

- 重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換する。
- 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、気象台が発表する情報に留意するとともに、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
- 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、土砂災害危険度情報で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）のメッシュが出現していない場合も総合的に判断を行う。
- 立退き避難が困難となる夜間において、避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に警戒レベル3高齢者等避難を発令する。（具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】が夜間にかけて継続する場合、又は大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】に切り替える可能性が言及されている場合）

※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

7 避難情報の解除基準

避難情報の解除は土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報（土砂災害）】が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ慎重に解除の判断を行う。この際、市町村は国・道の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

8 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
札幌管区気象台 【電話番号：011-611-6148】	・気象、土砂災害等に関すること。
空知総合振興局 札幌建設管理部事業室治水課 【電話番号：011-561-0452】	・土砂災害警戒区域・危険箇所等に関すること。 ・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること。 ・北海道土砂災害警戒情報システムに関すること。 ・保有するリアルタイムの情報に関すること。
札幌開発建設部 空知川河川事務所 【電話番号：0124-24-4111】	・排水ポンプ車の依頼に関すること。 ・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること。 ・災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 ・保有するリアルタイムの情報に関すること。
空知総合振興局 地域創生部地域政策課 【電話番号：0126-20-0033】	・災害情報及び被害情報に関すること。 ・避難対策に関すること。

9 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務部	北海道防災情報システムへの入力 (災害情報共有システム(Lアラート)経由でマスメディアへ情報提供)	TV放送	・視聴者
		ラジオ放送	・聴取者
		緊急速報メール	・市内に滞在する携帯電話保持者
	ホームページ、LINE等のSNS		・PCユーザー等
	あしべつ防災メール39		・事前登録者
	広報車		・住民等(巡回ルート)
滝川地区広域消防事務組合芦別消防署	消防車		・住民等(巡回ルート)
	サイレン		・住民等
	電話又はFAX		・消防団
市民福祉部	電話又はFAX		・要配慮者利用施設(※)
	電話又はFAX		・町内会、自主防災組織
教育委員会	電話又はFAX		・学校等
危機対策課	電話又はFAX		<ul style="list-style-type: none"> ・札幌管区気象台 ・空知総合振興局 札幌建設管理部滝川出張所 ・札幌開発建設部 空知川河川事務所 ・空知総合振興局地域創生部 地域政策課 ・芦別警察署等

※ 要配慮者利用施設に対して、警戒レベル3高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

10 避難情報の伝達文

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例

- 緊急！ 緊急！ 警戒レベル3！
- こちらは、芦別市（災害対策本部）です。
- 土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域※1に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）高齢者や障がいのある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に※2、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。

(2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例

- 緊急！ 緊急！ 警戒レベル4！
- こちらは、芦別市（災害対策本部）です。
- 土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域※1に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の斜面の反対側の部屋に移動するなど、身の安全を確保避難してください。※3

(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

（土砂災害発生が切迫している状況）

- 緊急！ 緊急！ 警戒レベル5！
- こちらは、芦別市（災害対策本部）です。
- 芦別市に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域※1に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の斜面の反対側の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

（土砂災害発生を確認した状況）

- 緊急！ 緊急！ 土砂災害発生！
- こちらは、芦別市（災害対策本部）です。
- 〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の斜面の反対側の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。
（具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

※1 本例では土砂災害警戒区域の居住者等に対して発令することとしているが、当該区域以外の場所にも避難の呼びかけを行う場合には、例えば「山裾付近で土砂災害のおそれがある〇〇地区に対し、」のように、具体的な地区に対して避難情報を発令することが考えられる。

※2 この部分は、地域の災害リスク等に応じた表現をあらかじめ定めておく。

※3 警戒レベル5緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。

(留意事項)

- ・ 避難場所へ避難する際は、他の土砂災害警戒区域・危険箇所等の通過は避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避ける。
- ・ 避難場所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がける。
- ・ 警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示発令時においても、必要に応じて身の安全確保について伝達することも考えられる。

(4) 緊急速報メールの文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）

芦別市：警戒レベル4避難指示

00/00 00:00

地 区：〇〇地区

避難所：〇〇小学校、〇〇会館

理 由：土砂災害発生のおそれ

備 考：〇〇地区の土砂災害警戒区域に滞在中の方は、速やかに避難してください
詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください

土砂災害警戒区域・危険箇所等一覧

【土石流危険渓流】

連番	危険区域の現況			予想される被害		警戒区域	特別警戒区域	指定時期
	溪流番号	所在地	溪流名	住家(戸)	公共施設等			
001	II-05-1150	高根町	高根神社の沢川	—	道道 339 号 90m 河川 130m 橋梁 1 基	○	○	3. 3. 19
002	II-05-1160	高根町	丹羽の沢川	—	道道 339 号 120m	○	○	3. 3. 19
003	I-05-1170	本 町	高校の沢川	6	星槎国際高等学校 J R 根室本線 100m 市道 285m その他道路 195m	○	○	3. 3. 19
004	II-05-1180	本 町	左 2 の沢川	—	市道 80m その他道路 30m	○	○	3. 3. 19
005	II-05-1190	本 町	松井の沢川	—	J R 根室本線 70m 市道 110m その他道路 240m	○	○	3. 3. 19
006	I-05-1200	本 町	平島の沢川	17	曹洞宗 禅宗 秀岳寺 市道 495m その他道路 1600m	○	—	3. 3. 19
007	I-05-1210	本 町	本町の沢川	45	市道 380m	○	—	3. 3. 19
008	I-05-1220	本 町	増田の沢川	23	市道 400m	○	—	3. 3. 19
009	II-05-1230	本 町	墓地の沢川	1	市道 190m その他道路 305m	○	—	3. 3. 19
010	I-05-1240	本 町	増田芦別沢川	6	市道 300m その他道路 170m	○	○	3. 3. 19
011	I-05-1250	本 町	鉄道の沢川	1	大照寺 J R 根室本線 70m 国道 452 号 70m 市道 150m その他道路 50m	○	—	29. 3. 31
012	I-05-1260	西芦別町	桂沢・右の沢川	3	市道 150m その他道路 220m 河川 160m	○	—	29. 3. 31
013	I-05-1270	西芦別町	桂沢川	—	その他道路 20m 河川 240m	○	—	29. 3. 31
014	I-05-1280	西芦別町	9号沢川	1	小林英一 記念美術館 国道 452 号 90m 市道 90m その他道路 100m	○	—	29. 3. 31
015	I-05-1290	西芦別町	8号沢川	16	西芦別郵便局 国道 452 号 120m 市道 120m その他道路 340m	○	—	29. 3. 31
016	I-05-1300	西芦別町	7号沢川	23	芦別祈りの家 バス待合所 西芦別郵便局 国道 452 号 150m 市道 350m その他道路 640m	○	○	23. 11. 22
017	II-05-1310	西芦別町	三井芦別沢川	1	道道 290m 市道 70m	○	○	23. 11. 22
018	II-05-1320	西芦別町	三井芦別上の沢川	2	—	○	○	23. 11. 22
019	II-05-1330	川 岸	伊藤の沢川	1	市道 220m その他道路 100m 橋梁 1 基	○	○	3. 3. 19
020	II-05-1340	川 岸	木下の沢川	1	—	○	○	3. 3. 19

連番	危険区域の現状			予想される被害		警戒区域	特別警戒区域	指定時期
	溪流番号	所在地	溪流名	住家(戸)	公共施設等			
021	II-05-1350	川岸	キャンプ場の沢川	1	市道 170m その他道路 320m 河川 170m	○	—	3. 3. 19
022	II-05-1360	川岸	大淵2の沢川	1	市道 190m その他道路 400m 河川 190m	○	○	3. 3. 19
023	II-05-1370	川岸	中道の沢川	—	市道 80m その他道路 670m	○	○	3. 3. 19
024	II-05-1380	芦別	大淵1の沢川	—	—	○	○	3. 3. 19
025	II-05-1390	芦別	吉田の沢川	—	—	○	—	3. 3. 19
026	II-05-1400	頼城町	芦別頼城3の沢川	1	国道452号 90m 河川 90m	○	○	3. 3. 19
027	I-05-1410	頼城町	和田の沢川	—	—	○	○	3. 3. 19
028	II-05-1420	頼城町	芦別頼城2の沢川	1	国道452号 70m 河川 75m	○	○	3. 3. 19
029	II-05-1430	頼城町	6号沢川	—	国道452号 320m	○	○	3. 3. 19
030	II-05-1440	頼城町	5号沢川	—	国道452号 360m	○	○	3. 3. 19
031	I-05-1450	頼城町	4号沢川	20	芦別消防団第6分団 大興寺 国道452号 160m 市道 1000m	○	○	3. 3. 19
032	I-05-1460	頼城町	3号沢川	1	禅法寺 国道452号 110m 市道 170m その他道路 630m 河川 110m	○	○	3. 3. 19
033	II-05-1470	頼城町	宝栄寺の沢川	—	国道452号 60m 市道 60m その他道路 60m	○	○	3. 3. 19
034	I-05-1480	緑泉町	中の沢川	—	国際学園星槎大学 国道452号 200m 市道 250m	○	○	3. 3. 19
035	I-05-1490	緑泉町	2号沢川	2	星槎国際高等学校 芦別スクリーニングセンター 市道 110m 市道 50m	○	○	3. 3. 19
036	I-05-1500	緑泉町	中学校の沢川	—	星槎国際高等学校 芦別スクリーニングセンター 市道 50m その他道路 110m	○	○	3. 3. 19
037	II-05-1510	東頼城町	1号沢川	2	道道 150m 市道 70m 河川 100m	○	○	29. 3. 31
038	II-05-1520	東頼城町	下塚の沢川	2	道道 80m その他道路 70m 河川 100m	○	○	29. 3. 31
039	I-05-1530	東頼城町	安藤の沢川	—	市道 50m	○	○	23. 11. 22
040	II-05-1540	上芦別町	小塚の沢川	1	道道 100m その他道路 60m 河川 100m	○	○	29. 3. 31

連番	危険区域の現況			予想される災害		警戒区域	特別警戒区域	指定時期
	溪流番号	所在地	溪流名	住家(戸)	公共施設等			
041	II-05-1550	上芦別町	小塚2の沢川	1	道道 110m その他道路 130m 河川 110m	○	○	29. 3. 31
042	II-05-1560	野花南町	島武の沢川	—	市道 370m	○	—	3. 3. 19
043	II-05-1570	泉	左1の沢川	—	道道富良野芦別線 110m その他道路 380m 河川 120m	○	○	3. 3. 19
044	I-05-1580	野花南町	発電所の沢川	—	北海道電力滝里発電所 その他道路 90m 河川 90m	○	○	3. 3. 19
045	II-05-1610	野花南町	二股川支流川	—	市道 170m	○	—	3. 3. 19
046	II-05-1620	野花南町	黒田下の沢川	—	道道野花南芦別線 140m その他道路 160m 河川 190m	○	—	3. 3. 19
047	I-05-1630	旭町	尾張の沢川	2	道道野花南芦別線 101m その他道路 117m 河川 144m	○	○	26. 10. 24
048	II-05-1640	旭町	中の沢川	1	道道野花南芦別線 140m その他道路 10m 河川 90m	○	—	3. 3. 19
049	II-05-1650	旭町	奥旭沢川	—	—	○	○	3. 3. 19
050	II-05-1660	旭町	清水の沢川	—	市道 80m	○	—	3. 3. 19
051	II-05-1670	旭町	天狗北の沢川	—	市道 80m	○	—	3. 3. 19
052	II-05-1680	旭町	天狗対岸の沢川	—	市道 90m	○	○	3. 3. 19
053	II-05-1690	旭町	冷泉の沢川	—	市道 120m	○	○	3. 3. 19
054	I-05-1700	旭町油谷	杉浦の沢川	—	旭町油谷浄水場 芦別温泉 陶芸センター 国道452号 170m 市道 180m その他道路 260m 河川 120m	○	—	3. 3. 19
055	II-05-1710	旭町油谷	旭3の沢川	—	国道452号 6m 市道 20m その他道路 228m 河川 130m 橋梁 1基	○	○	26. 10. 24
056	II-05-1720	旭町	旭1の沢川	—	市道 83m その他道路 325m 河川 38m	○	○	26. 10. 24
057	I-05-1730	旭町	旭1号の沢川	1	グループホームあさひ	○	○	26. 10. 24
058	I-05-1740	常磐町	幌内の沢川	2	その他道路 200m	○	—	3. 3. 19
059	II-05-1750	常磐町	常磐町沢川	—	市道 110m その他道路 40m	○	—	3. 3. 19
060	II-05-1760	黄金町	不老の沢川	1	市道 110m その他道路 70m 河川 70m	○	—	3. 3. 19

連番	危険区域の現況			予想される災害		警戒区域	特別警戒区域	指定時期
	溪流番号	所在地	溪流名	住家(戸)	公共施設等			
061	II-05-1770	黄金町	無名の沢川	—	市道 140m その他道路 50m 河川 30m	○	—	3. 3. 19
062	I-05-1780	黄金町	学校の沢川	—	その他道路 170m	○	○	3. 3. 19
063	II-05-1790	黄金町	黄金の沢川	—	その他道路 80m	○	○	3. 3. 19
064	II-05-1800	新城町	国金の沢川	1	市道 480m その他道路 510m	○	—	3. 3. 19
065	II-05-1820	豊岡町	三又川	—	その他道路 20m	○	—	3. 3. 19
066	II-05-1830	豊岡町	三股右二の沢川	1	市道 410m その他道路 110m 河川 100m	○	—	3. 3. 19
067	II-05-1840	豊岡町	豊岡二線左一沢川	—	市道 60m	○	○	3. 3. 19
068	II-05-1850	黄金町	黄金神社の沢川	—	—	○	—	3. 3. 19
069	II-05-1870-1	黄金町	片山沢川・忠野の沢(1)	1	市道 190m その他道路 20m 河川 180m	○	○	3. 3. 19
070	II-05-1870-2	黄金町	片山沢川・忠野の沢川(2)	—	—	○	○	3. 3. 19
071	II-05-1880	黄金町	片山沢川・佐藤の沢川	—	市道 90m その他道路 10m 河川 120m	○	—	3. 3. 19
072	II-05-1890	黄金町	管上の沢川	—	道道旭川芦別線 90m その他道路 110m	○	○	3. 3. 19
073	II-05-1900	黄金町	末永の沢川	2	道道旭川芦別線 90m 市道 30m その他道路 420m 河川 80m	○	—	3. 3. 19
074	II-05-1910	黄金町	佐藤の沢川	1	道道旭川芦別線 130m その他道路 260m 河川 170m	○	○	3. 3. 19
075	II-05-1920	常磐町	稲荷神社の沢川	—	道道旭川芦別線 100m その他道路 800m 河川 200m	○	—	3. 3. 19
076	II-05-1930	常磐町	大山の沢川・右2の沢川	—	市道 325m 河川 290m 橋梁 1基	○	—	3. 3. 19
077	II-05-1940	常磐町	吉岡の沢川	1	市道 190m その他道路 90m	○	—	3. 3. 19
078	II-05-1950	常磐町	今野の沢川	—	その他道路 150m 河川 50m	○	○	3. 3. 19
079	II-05-1960	常磐町	千葉の沢川	2	その他道路 1530m	○	○	3. 3. 19
080	II-05-1970	福住町 常磐町	福住沢川	2	道道赤平芦別線 240m その他道路 560m	○	○	3. 3. 19

連番	危険区域の現況			予想される被害		警戒区域	特別警戒区域	指定時期
	溪流番号	所在地	溪流名	住家(戸)	公共施設等			
081	II-05-1980	福住町	福住1号の沢川	3	道道赤平芦別線 130m その他道路 650m	○	○	3. 3. 19
082	III-05-013	頼城町	頼城玉井橋下1号沢川	—	国道452号 70m 河川 70m	○	○	3. 3. 19
083	III-05-014	頼城町	頼城玉井橋下2号沢川	—	西芦別厩池 国道452号 80m その他道路 150m 河川 80m	○	○	3. 3. 19
084	III-05-015	頼城町	禅法寺下の沢川	—	市道 180m 河川 130m	○	○	3. 3. 19
085	III-05-016	緑泉町	緑泉1号沢川	—	市道 160m	○	—	3. 3. 19
086	III-05-017	緑泉町	緑泉2号沢川	—	河川 200m	○	○	29. 3. 31
087	III-05-018	東頼城町	緑泉橋下1号沢川	1	道道 150m 市道 90m	○	○	29. 3. 31
088	III-05-019	東頼城町	右7の沢川	—	道道 90m	○	○	29. 3. 31
089	III-05-020	東頼城町	右6の沢川	—	道道 100m 河川 90m	○	○	29. 3. 31

【急傾斜地崩壊危険箇所】

連番	危険区域の現況		予想される被害		警戒区域	特別警戒区域	指定時期
	箇所番号	箇所名	住家(戸)	公共施設等			
001	I-0-446-446	東頼城町1	—	—	○	○	29. 3. 31
002	I-0-447-447	中の丘町	—	河川 158m	○	○	19. 12. 28
003	I-0-448-448	芦別 泉 (西芦別町)	3	河川 177m	○	○	19. 12. 28
004	I-0-449-449	上芦別町1	4	河川 331m	○	○	19. 12. 28
005	I-0-450-450	上芦別町2	—	河川 55m	○	○	23. 11. 22
006	I-0-451-451	本町1	1	大照寺 市道 117m	○	○	19. 12. 28
007	I-0-452-452	旭町1	—	—	○	○	18. 9. 12
008	I-0-453-453	旭町油谷	—	スターライトホテル その他道路 162m	○	○	3. 3. 19
009	II-0-401-401	頼城町1	—	—	○	○	3. 3. 19
010	II-0-402-402	頼城町2	—	—	○	○	3. 3. 19
011	II-0-403-403	緑泉町1	—	—	○	○	29. 3. 31
012	II-0-404-404	東頼城町2	1	—	○	○	29. 3. 31
013	II-0-405-405	東頼城町3	—	その他道路 20m	○	○	29. 3. 31
014	II-0-406-406	西芦別町1	—	その他道路 80m	○	○	23. 11. 22
015	II-0-407-407	西芦別町2	—	その他道路 120m	○	○	23. 11. 22
016	II-0-408-408	上芦別町3	—	河川 50m	○	○	29. 3. 31
017	II-0-409-409	上芦別町4	—	河川 100m	○	○	29. 3. 31
018	II-0-410-410	西芦別町3	—	市道 50m	○	○	29. 3. 31
019	II-0-411-411	西芦別町4	1	市道 20m	○	○	29. 3. 31
020	II-0-412-412	上芦別町5	1	その他道路 10m 河川 50m	○	○	29. 3. 31

連番	危険区域の現況		予想される被害		警戒区域	特別警戒区域	指定時期
	箇所番号	箇所名	住家(戸)	公共施設等			
021	Ⅱ-0-413-413	野花南町1	1	市道 49m その他道路 59m	○	○	3. 3. 19
022	Ⅱ-0-414-414	本町2	1	—	○	○	29. 3. 31
023	Ⅱ-0-415-415	本町3	2	国道452 50m	○	○	29. 3. 31
024	Ⅱ-0-416-416	上芦別町6	—	その他道路 120m	○	○	29. 3. 31
025	Ⅱ-0-417-417	本町4	—	その他道路 75m	○	○	3. 3. 19
026	Ⅱ-0-418-418	上芦別町7	—	河川 70m	○	○	29. 3. 31
027	Ⅱ-0-419-419	上芦別町8	2	J R 20m 市道 100m	○	○	29. 3. 31
028	Ⅱ-0-420-420	上芦別町9	1	市道 10m	○	○	29. 3. 31
029	Ⅱ-0-421-421	別上芦別町10	—	—	○	○	29. 3. 31
030	Ⅱ-0-422-422	上芦別町11	—	市道 20m	○	○	29. 3. 31
031	Ⅱ-0-423-423	上芦別町12	—	市道 78m	○	○	29. 3. 31
032	Ⅱ-0-424-424	上芦別町13	1	—	○	○	29. 3. 31
033	Ⅱ-0-425-425	野花南町2	1	その他道路 70m	○	○	29. 3. 31
034	Ⅱ-0-426-426	上芦別町14	1	その他道路 100m	○	○	29. 3. 31
035	Ⅱ-0-428-428	旭町2	—	道道野花南芦別線 42m	○	○	3. 3. 19
036	Ⅱ-0-429-429	黄金町1	—	市道 46m	○	○	3. 3. 19
037	Ⅱ-0-430-430	黄金町2	—	市道 72m その他道路 40m	○	○	3. 3. 19
038	Ⅲ-0-279-279	川岸	—	市道 157m 河川 290m	○	○	3. 3. 19
039	Ⅲ-0-280-280	頼城町3	—	河川 201m	○	○	3. 3. 19
040	Ⅲ-0-281-281	頼城町4	—	河川 184m	○	○	3. 3. 19

連番	危険区域の現況		予想される被害		警戒区域	特別警戒区域	指定時期
	箇所番号	箇所名	住家(戸)	公共施設等			
041	Ⅲ-0-282-282	頼城町5	—	—	○	○	3. 3. 19
042	Ⅲ-0-283-283	緑泉町2	—	—	○	○	29. 3. 31
043	Ⅲ-0-284-284	緑泉町3	—	—	○	○	29. 3. 31
044	Ⅲ-0-285-285	緑泉町4	—	—	○	○	29. 3. 31
045	Ⅲ-0-286-286	東頼城町4	—	その他道路 30m	○	○	29. 3. 31
046	Ⅲ-0-287-287	東頼城町5	—	市道 150m	○	○	29. 3. 31
047	Ⅲ-0-288-288	西芦別町5	—	河川 70m	○	○	23. 11. 22
048	Ⅲ-0-289-289	東頼城町6	—	—	○	○	29. 3. 31
049	Ⅲ-0-290-290	西芦別町6	—	市道 10m 河川 120m	○	○	23. 11. 22
050	Ⅲ-0-291-291	上芦別町1 5	—	河川 200m	○	○	29. 3. 31
051	Ⅲ-0-292-292	上芦別町1 6	2	その他道路 300m 河川 10m	○	○	29. 3. 31
052	Ⅲ-0-293-293	西芦別町7	—	—	○	○	29. 3. 31
053	Ⅲ-0-294-294	上芦別町1 7	—	その他道路 150m	○	○	29. 3. 31
054	Ⅲ-0-295-295	上芦別町1 8	—	河川 170m	○	○	29. 3. 31
055	Ⅲ-0-296-296	常磐町1	—	—	○	○	3. 3. 19
056	Ⅲ-0-297-297	上芦別町1 9	—	河川 250m	○	○	29. 3. 31
057	Ⅲ-0-298-298	上芦別町2 0	—	—	○	○	29. 3. 31
058	Ⅲ-0-299-299	上芦別町2 1	—	その他道路 110m	○	○	29. 3. 31
059	Ⅲ-0-300-300	上芦別町2 2	—	—	○	○	29. 3. 31
060	Ⅲ-0-301-301	上芦別町2 3	—	—	○	○	29. 3. 31
061	Ⅲ-0-302-302	上芦別町2 4	—	市道 110m	○	○	29. 3. 31
062	Ⅲ-0-303-303	常磐町2	—	その他道路 60m	○	○	3. 3. 19
063	Ⅲ-0-304-304	旭町3	3	河川 163m	○	○	3. 3. 19
064	Ⅲ-0-305-305	旭町4	—	—	○	○	28. 3. 29

土砂災害の前兆現象について

区 分		土石流	がけ崩れ	地すべり
視 覚	山・斜面・がけ	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・がけに割れ目が見える ・がけから小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	<ul style="list-style-type: none"> ・川の水が異常に濁る ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・土砂の流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・表面流が生じる ・がけから水が噴出する ・湧水が濁りだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹 木	<ul style="list-style-type: none"> ・濁水に流木が混じりだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流内の火花 		<ul style="list-style-type: none"> ・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴 覚		<ul style="list-style-type: none"> ・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする
嗅 覚		<ul style="list-style-type: none"> ・腐った土の臭いがする 		

※ 上記のほか地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。

前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、又は発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべきである。

